



うめ

# ハンズ通信

編集発行  
 (株)ハンズホールディングス  
 TOUGH SHOP 広島  
 代理店 株式会社ハンズ  
 〒730-0051  
 広島市中区大手町3丁目8-24 大東ビル3階  
 TEL. 082(544)6311  
 FAX. 082(544)6312

## ◆ 2月の税務と労務

- 国 税** / 令和元年分所得税の確定申告  
2月16日～3月16日  
(税務署窓口での申告書受付は2月17日から。  
還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税** / 贈与税の申告 2月1日～3月16日  
(税務署窓口での申告書受付は2月3日から)
- 国 税** / 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税** / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  
3月2日
- 国 税** / 6月決算法人の中間申告 3月2日
- 国 税** / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告  
(年3回の場合) 3月2日
- 国 税** / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人  
税の確定申告及び納付 3月2日

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日  
23日・天皇誕生日 24日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

**地方税** / 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付  
市町村の条例で定める日

ワン  
ポイント

**簡易な接触** 国税当局における税務調査で、調査必要度の高い納税者に対して調査体制を編成し厳正な調査を行う「実地調査」に対し、申告内容に簡易な誤り等が想定される納税者へ書面や電話、来署依頼により申告書の自発的な見直しなどを要請する方法。自発的な見直し等が行われない場合は、実地調査に移行する場合があります。

# 景気の見方 GDPの概念を通して

中小企業経営者の方が集まると何かと「景気はどう？」という話になります。

本屋さんをのぞいてみると、それを反映し経済関係の本・雑誌が並んでいます。経済を分野別に分けると、マクロ経済学、ミクロ経済学、財政、金融、経済政策、国際経済等広範囲になります。本や雑誌でも、それらの中ではマクロ経済とミクロ経済に関するものが多いです。

今回、取り上げるのがマクロ経済ですが、マクロ経済は一言でいうと「景気のこと」です。例えばタクシーに乗ると運転手さんが「近頃、短距離しか乗らないお客さんばかりでネ、景気が悪いんじゃないですか？」といった自分の財布のこと、つまり、個人の所得環境をいう場合と、GDP（国内総生産）からの判断でいう場合がありま

す。

政府やマスコミの発表はGDPから推定して発表します。

GDPとは一国内で一定期間に生産された最終生産物の価値の総額です（概要については追って話をします）。

政府関係機関、内閣府・経済社会総合研究所は1～三月、4～六月、7～九月、10～十二月の年四回、GDPの各期の推計値を発表します。

1～三ヶ月のものは六月始め、4～六ヶ月は九月の始めに発表（これら二次推計値は新聞等に掲載）という具合です。

この推計値の意味ですが、二期連続でGDPが増加（1～三ヶ月がプラス、4～六ヶ月もプラス）の場合は、例えば「景気は拡大基調にある」といった表現をします。

もちろん、二期連続マイナス

の数値が出たら、例えば、「景気は次第に縮小傾向にある」といった表現を使います。

では、1～三月がプラス、4～六月がマイナス、7～九月がプラスではどうでしょう？

このようなときは、「景気は踏み止まっているようだ」といった表現になっています。では、本論に入ります。

## 1 GDPとは何か

某大学・経済学の教材より

国内総生産（GDP）は、一国の国内で行われた生産活動の全般的水準を測るための尺度であるが、それは「国内で一定の期間に生産された最終生産物の価値の総額」のことである。

なお、GDPの計測にあたって中間生産物の価値を含めないのは、最終生産物の価値の中に中間生産物の価値は含まれているからである。中略とところで、最終生産物の価値と付加価値には関係がある。

GDPの正確な説明なのでしようが分かりにくい。GDPを図表を用いて説明しますので、教材に記載のものと並行して読んで下さい。

教材の前半の説明は、日本全体の「生産額」をどう算出するか？ということですから、図により最終生産物（パン）だけを計算する、ということになります（全ての生産物の価値二十五〇〇万円は誤り）。

つまり、全生産過程の中で消える中間生産物の価値は無視することになります。

後半の付加価値ですが、表により五万円となります。

付加価値は税金等から計算できるものの、この推計は大変な作業量であると思います。

なお、日本の年間GDPは約五〇〇兆円（二〇一七年）で、市場為替レートに換算すれば、米国、中国に次いで世界三位です。

## 2 GDPの「D」とは？

GDP以前にはGNPが日本全体の総生産額に使われていました。

GDPの「D」はドメスティック(国境内)地理的)で「N」はナショナル(日本人・居住者)人的)を表わします。

アメリカに住んでいる歌手が日本でコンサートを開いた場合、この人は演奏芸術と呼ばれる生産物(サービス)を日本国内で生産したことになります。

この付加価値は、日本のGDPの一部を構成しますが、GDPについては、アメリカのGDPの一部を構成します。

では、アメリカで活躍する日本人の某野球選手の稼ぎは？

実はGDP上の居住者とは六カ月以上居住している者をいうため、長期に渡りアメリカに居住していれば、GDP上もGDP上も米国に貢献していることとなります。

GNPとGDPの関係では、前記の労働報酬の他に利子・配当などの資本報酬があります。

日本人が外国に提供した資本の利用料の所得(具体的には日本が海外に貸し付けた資金の利子、海外の日本人の利潤等)は一八兆円ほどにもなりません。

したがって、GNP≧GDP

+海外からの所得(純要素所得)という関係です。

### 3 GDPの「G」とは？

G(グロス)≧総体、粗く見たに對し、N(ネット)≧純、正味のということ、GDPに對しNDP(ネットドメスティックプロダクト)、国内純生産の概念があります。

例えば、ある企業について、その工場は長期間にわたって存続して、その企業の生産活動に貢献します。したがって、工場の年々の減耗は、他の中間投入物や労働力などの投入とともに生産の過程で形を変えて、最終的に生産物として生まれ変わるとみなすことができます。

ところで、GDPの計測にあたっては、その年に生産された最終生産物の価値を単純に合計しているだけで、過去に作られた工場設備等の価値は過去のGDPに計上されていますが、その年のGDPには計上されていません。

ですが、その年の生産は過去に作られた工場設備などの消耗という犠牲のもとに行われてい

ることは注意する必要があります。

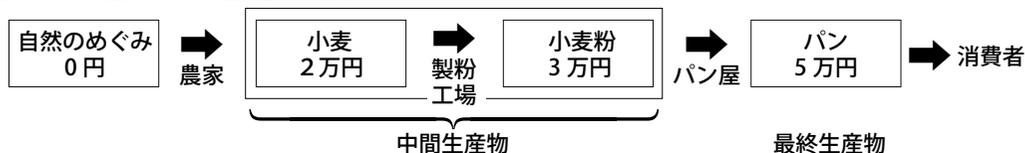
老朽化などによる価値の目減りを表わしたものが固定資本減耗であるから、経済の正味の生産水準を最終生産金額の合計であるGDPから、その年に生じた固定資本減耗を引いたものを考える必要があります。

NDP≧GDP-固定資本減耗

まさにGDPは、大雑把な生産水準の指標なのです。

しかし、①実際の統計データで年々のGDPとNDPの変化を見てみると、両者は比較的似たような動きをすることが多いので、経済全般の動向を見る時にはどちらの概念を用いてもさしたる違いがないこと、②本来固定的な生産設備などは、その物理的特質や技術水準の程度などに応じて価値が目減りしていく度合いも千差万別なので、固定資本減耗の大きさを計測することはきわめて難しいこと、などから、NDPではなくGDPを用いることが多いのです。

〈図〉 日本全体の「生産額」の算出は？



〈表〉 付加価値=生産額-中間費 (投入した中間生産物の価値)

	生産額	中間費	付加価値
農家	2万円	0円	2万円
製粉業者	3万円	2万円	1万円
製パン業者	5万円	3万円	2万円
合計	10万円	5万円	5万円

最終生産物の価値=付加価値の合計

# 令和元年分

## 確定申告のポイント

本年も所得税の確定申告時期を迎えました。還付申告は、既に一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日（休日）に当たるため、翌三月十六日）までとなります。また、二月十六日は日曜日となるため、税務署窓口での申告書の受付は二月十七日からとなりますが、税務署にある収受箱へ投函することと提出できます。

以下、令和元年分確定申告のポイントを整理してみます。

### 1 確定申告の対象者

- 確定申告をしなければならぬ人（主な例）
  - 個人で事業を行っており納税額がある
  - 不動産収入があり納税額がある
  - 給与が年間二千万円を超える

### 2 令和元年分の留意点

- 住宅ローン控除の特例
 

令和元年度税制改正では、消費税引上げに伴う駆け込み需要の反動による景気の悪化が懸念されたことから、増税分の二
- 二か所以上から給与をもらっている
- 同族会社の役員等で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている
- 令和元年中に土地等の譲渡があった
- 給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える
- 所得税の還付を受けられる人（主な例）
  - 雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除を受ける人
- 給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える
- 所得税の還付を受けられる人（主な例）
  - 雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除を受ける人

住宅ローン控除の特例の概要

住宅区分	税制措置 1～10年目	税制措置 11～13年目
一般住宅	住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%	①住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1% ②建物購入価格(税抜4,000万円を限度)×2%÷3
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1%	①住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1% ②建物購入価格(税抜5,000万円を限度)×2%÷3

(注) ①、②のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

%相当額を住宅借入金等特別控除として所得税額から控除することで税率引上げ後の取得でも税負担が増えないよう住宅需要を平準化させるための特例制度が創設されました。

具体的には、個人が令和元年十月一日から令和二年十二月三十一日までの間に、住宅借入金等により消費税率一〇%が適

用される住宅を取得等して居住した場合は、住宅ローン控除の期間が既存より三年長い一三年間とされています(上表参照)。

(2) 医療費控除の添付書類

平成二十九年分から医療費控除及びセルフメディケーション税制の適用に当たっては、医療費の領収書等に記載されている

① 医療を受けた者の氏名、② 病院・薬局など支払先の名称、③ 支払った医療費、等を記載した「医療費控除の明細書」等を提出等することとされています。

ただし、令和元年分までは経過措置として納税者の選択により医療費の領収書等の提出等が認められています。

### (3) 国税関係手続の簡素化

令和元年度税制改正では、国税関係手続の簡素化が図られ、次の各種書類等の添付が不要となつていきます。

- 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- オープン型証券投資信託の収益分配の支払通知書
- 特定口座年間取引報告書
- 上場株式配当などの支払通知書

表1 所得税額速算表(令和元年分用)

課税総所得金額(A)		税率(B)	控除額(C)	税額= (A)×(B)-(C)×102.1%	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
1,950,000円	1,950,000円	5%	0円	((A)×5%)×102.1%	一律	10%
3,300,000	3,300,000	10	97,500	((A)×10%-97,500円)×102.1%		
6,950,000	6,950,000	20	427,500	((A)×20%-427,500)×102.1%		
9,000,000	9,000,000	23	636,000	((A)×23%-636,000)×102.1%		
18,000,000	18,000,000	33	1,536,000	((A)×33%-1,536,000)×102.1%		
40,000,000	40,000,000	40	2,796,000	((A)×40%-2,796,000)×102.1%		
40,000,000	-	45	4,796,000	((A)×45%-4,796,000)×102.1%		

表2 確定申告書チェック表

(令和元年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費 (※セルフメディケーション税制との選択適用)	<p>補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。</p> <p>差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。 ※セルフメディケーション税制の場合、医薬品購入額が1万2千円超(8万8千円限度)。</p> <p>領収書又は明細書の添付等がされていますか。</p>
	寄附金	領収書、証明書等の添付等がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成9.1.2~平成13.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦(夫)	<p>(1)寡婦 ①死別・離婚…… 扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 ②死別……… 合計所得金額が500万円以下。 ③特定の寡婦…… 扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。</p> <p>(2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。</p>
	配偶者控除 配偶者特別控除	<p>合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。</p> <p>控除額は、最高38万円です(老人控除対象配偶者の配偶者控除は最高48万円)。</p>
	配当控除	<p>対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。</p> <p>控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。</p>
税額から差し引かれる金額	住宅ローン控除	<p>申告書の住宅借入金等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。</p> <p>添付書類の不足はないですか。</p> <p>(1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記事項証明書 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し(平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要) ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか</p> <p>(2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」</p>
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

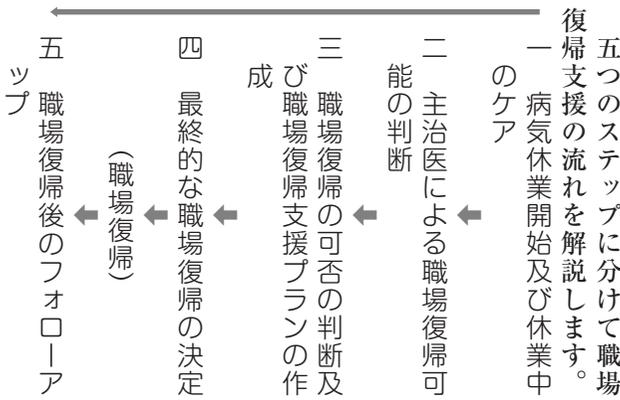
(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除きます。

# 企業のメンタルヘルス対策

## 休業者の職場復帰支援



心の健康問題で休業している労働者が円滑に職場復帰するためには、職場復帰支援プログラムの策定や関連規程の整備等により、休業から復職までの流れをあらかじめ明確にしておくことが必要です。



### 一 病気休業開始及び休業中のケア

- ① 病気休業開始時の労働者からの診断書（病気休業診断書）の提出
- ② 管理監督者によるケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケア
- ③ 病気休業期間中の労働者の安心感の醸成のための対応等（ポイント）
  - ・ 診断書には、必要な療養期間の見込みを明記してもらう。
  - ・ 本人の同意を得て主治医へ情報提供をする。
  - ・ 不安や悩みなどを相談できる窓口の周知、主治医と相談した上で、休業中にも休業労働者に連絡をとる。
  - ・ 休業期間満了後の雇用契約の扱いなどは、関係法令に留

意の上、就業規則等に定めておく。

・ 休業労働者が安心して治療に専念できるよう、休業制度（期間・傷病手当金等）について本人に説明する。

・ 休業中の経済的、将来的な不安を軽減するためにも事業場の仕組みの説明、事業場外資源（地域産業保健センター等）の情報提供をする。

### 二 主治医による職場復帰可能の判断

- ① 第二ステップでは次のことを行います。
  - ・ 労働者からの職場復帰の意思表示と職場復帰可能の判断が記された診断書の提出
  - ② 産業医による精査
  - ③ 主治医への情報提供（ポイント）
    - ・ 職場復帰が可能であるとす
    - ・ 診断書の提出を受け、産業医等による精査を踏まえ、働ける状態であることを確認する。
    - ・ 産業医等の精査にあたっては、職場の実態について社内制度や仕事内容などの情報提

供を行い、生活リズム及び日常生活も含めた体力、業務と類似した行為の遂行状況、生活習慣等の実際面を確認する。

・ 主治医の判断は、その職場で求められる業務遂行能力まで回復しているか否かの判断とは限らないことに留意する。

・ 主治医に対して、業務遂行能力の内容や社内勤務制度等に関する情報提供をする。

### 三 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成

- ① 第三ステップで行うことは次のとおりです。
  - ① 情報の収集と評価
    - ア 労働者の職場復帰に対する意思の確認
    - イ 産業医等による主治医からの意見収集
    - ウ 労働者の状態等の評価
    - エ 職場環境等の評価 等
  - ② 職場復帰の可否についての判断
  - ③ 職場復帰支援プランの作成
- ア 職場復帰日
- イ 管理監督者による就業上

の配慮

ウ 人事労務管理上の対応等  
エ 産業医等による医学的見  
地からみた意見

オ フォローアップ 等

（ポイント）

・ 職場復帰にあたり、業務遂行能力の有無は産業医等の医学的な考え方を考慮して判断を行う。

・ 具体的なプラン作成にあたっては産業保健スタッフ等を中心に、管理監督者、休業労働者と十分な話し合いをして、連携しながら進める。

・ 試し出勤制度等（模擬出勤、通勤訓練、試し出勤）を導入する場合は、あらかじめ事業場でルール化して活用する。

・ 労働できる状態の評価表等を設け、個人に合った職場復帰支援プランを作成する。

・ 職場復帰の準備に時間を要することが多いので、十分な準備期間を設け計画的に実施する。

・ 家族や第三者からの情報収集等を行うにあたっては、プライバシーに十分配慮する。

・ 休業労働者に、適切な職場復帰支援プランに基づいた着実な実行が安定した職場復帰につながることを理解させる。

・ 休業労働者本人の希望のみでプランを決定せず、産業医等の意見を踏まえ決定する。

#### 四 最終的な職場復帰の決定

前述のステップを踏まえて、事業者による最終的な職場復帰の決定を行います。

① 労働者の状態の最終確認

② 就業上の配慮等に関する意見書の作成

③ 事業者による最終的な職場復帰の決定

（ポイント）

・ 産業医の意見書等に基づき、関係者間で内容を確認しつつ、職場復帰を決定する。

・ 主治医へ就業上の配慮の内容について情報提供し、連携を図る。

・ 処遇の変更が行われる場合は、あらかじめ就業規則に定める等ルール化しておく。

・ 第四ステップを経て職場復帰をし、その後に第五ステップに

進みます。

#### 五 職場復帰後のフォローアップ

職場復帰後は、次のことを継続して行っていきます。

① 疾患の再発、新しい問題の発生等の有無の確認

② 勤務状況及び業務遂行能力の評価

③ 職場復帰支援プランの実施状況の確認

④ 治療状況の確認

⑤ 職場復帰支援プランの評価と見直し

⑥ 職場環境等の改善等

⑦ 職場の管理監督者、同僚等への配慮等

（ポイント）

・ 復帰プランの進行状況については、労働者本人のみならず管理監督者とも面談し、客観的な評価を行う。

・ 管理監督者、産業保健スタッフ等の関係者が情報共有し、必要に応じて話し合う等の連携を図る。

・ 職場環境等の改善を行うとともに、適宜、職場復帰支援プランの評価や見直しを行う。

・ 管理監督者や同僚への過度

の負担を回避するようにする。

・ 家族からの相談対応も含め、情報提供しながら、関係者間で連携を図りながら支援を継続する。

#### 六 その他の検討・留意事項

① 職場復帰可否の判断基準  
職場復帰可否について定型的な判断基準を示すことは困難であり、個々のケースに応じ総合的な判断を行うことを要します。

労働者の業務遂行能力が職場復帰時には未だ病前のレベルまでは完全に改善していないことも考慮した上で、職場の受入れ制度や態勢と組み合わせながら判断しましょう。

② 事業場外資源の活用

専門的な助言や指導を必要とする場合には、それぞれの役割に応じた事業場外資源を利用していくとよいです。

職場復帰に関しては、厚生労働省の「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」もご活用ください。

## 事業部門の廃止

多くの業界では、勝ち組と負け組がはっきりするような動きが出ています。

もし自分の会社が負け組の企業となつては、という先行きの不安は大きい。このような状況から不採算部門を廃止し、新規本業へ向かうという流れがあります。

企業の存続・発展過程に不採算部門の廃止(リストラ)は選択せざるを得ない過程なのかもしれません。

リストラについて、お金の問題から考えてみることにします。

部門廃止となれば、人も整理しなければならない。人を整理するとなれば、ふつうは退職金の支給等で赤字の幅は大きくなります。

しかし、問題はそれに止まりません。いくら不採算部門といっても、その部門の変動費(原材料の仕入等)が売上高を上回ることは少ない。少し説明を加えますと、そ

の部門が赤字というのは、その部門の売上高から変動費と固定費を差し引いたとき赤字になるということです。

この場合、赤字の幅は部門廃止に伴う固定費分と限界利益の減少の合計額となることとなります。もちろん、その部門が赤字であれば、その合計額に従来の赤字額も加算される、ということです。

したがって、短期的には、かなり赤字の額が増える、つまりはそのために流出する資金を調達するために、別に資金を調達しなければならないこととなります。

そして、すでに振り出ししている支払手形や買掛金は、まだ売り上げが大きかったときのものです。もちろん、それに見合っ受取手形なども大きいわけですが、多くの場合、その受取手形は銀行で割り引いて手元にはない。二重三重にお金は不足してくることとなります。リストラ後の資金繰りは、綿密に検討する必要があります。

## 適応力

母親Y子さんは息子U君に“パン屋さんで食パンを買ってきて”と言いました。

- ・パン屋さんは臨時休業
    - あきらめて帰る?
    - そうだ、食パンはコンビニで売ってる
  - ・コンビニでは食パンは売り切れ
    - あきらめて帰る?
    - 食パンじゃないとダメなのかなあ
- お腹が空いているので食パンを買うのか?

U君はおにぎりを買って帰る。そこでY子さんの対応で「おにぎりなんて買ってこないでよ」と「代わりにおにぎり、良く思い付いたね」の差は大きいものがあります。うまくいく組織(ほめて伸ばす)の特徴は、

- イ 目的が共有されている
- ロ 最前線に権限が共有されている
- ハ 責任追求の文化がない(細部は切捨て)
- ニ 目的達成のために考え続ける

一方、うまくいかない組織はマニュアル至上主義(平時の文化)になっています。

## 高齢者の使命感

某公園は、より安全に皆に使ってもらおうようAさん(七三歳)に担当を依頼。  
子供が悪ふざけをして走り回っている、すぐAさんはしかる。サラリーマンが一服とタバコを取り出すと、クドクドと長時間説教。Aさんがいると誰も公園に近づかなくなった。  
某小学校の通学路、安全を重視しBさん(六八歳)が役割を

引き受けた。  
Bさんは、働いていた現役時代も厳しい人であったが、学童達に「一列に並んで歩かなきゃダメだよ、そこ、列からハミだしてる!」、「よそ見して歩いてると、危ないよ」など過剰に厳しい。  
Aさん、Bさんの正義感、使命感にはプラス面もある。しかし、会社・役所内等の「厳格さ」とは異なった正当化が見過ごされてるように思います。